

平塚市余熱利用施設
健康増進室（水中トレーニング槽）・浴場の
管理運営基準

令和8年6月作成

平塚市福祉部福祉総務課

平塚市余熱利用施設 健康増進室（水中トレーニング槽）・浴場の管理運営の基準

この基準は、平塚市余熱利用施設に設置されている、健康増進室（以下「水中トレーニング槽」という）及び浴場の利用者の安全と適正な水質状態を確保し、利用者に快適な環境を提供することを目的とする。指定管理者はこの基準を遵守したうえで、水中トレーニング槽及び浴場の管理マニュアルを作成し、すべての従事者に周知徹底すること。（ただし、管理運営上適当な場合には、平塚市と事前に協議したうえで、この基準の一部を変更した管理運営を行うことができるものとする。）

1 管理方針

指定管理者は次の法令及び指針等に基づいた管理体制を構築すること。また、指定管理者が水中トレーニング槽の管理運営を再委託する場合、警備業法にも遵守する必要があることに留意すること。

（１）水中トレーニング槽

ア 利用者の安全確保及び水質等の衛生基準については、「神奈川県海水浴場等に関する条例」、「同施行規則」、「プールの安全標準指針」（平成１９年３月 文部科学省・国土交通省）及び「遊泳用プールの衛生基準」（平成１９年厚生労働省）を遵守すること。

イ 月に１回以上定期的に設備の重点巡回を行うこと。また、その際、重大な異常を発見した時は、市に報告するとともに、当面の措置についてその指示に従うこと。

（２）浴場

「公衆浴場法」、「厚生労働省等の公的機関からの関連指針、要領等」、「神奈川県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例」及び「神奈川県公衆浴場法施行細則」に基づき、利用者の安全確保と衛生管理を徹底すること。

2 水中トレーニング槽運營業務

指定管理者は営業、設備の維持管理、水質浄化装置（ろ過機）の運転管理、水質・浄化消毒に関する知識を持つ管理（衛生）責任者または同等の技能を有する副責任者を開館時間中に配置し、次の業務をおこなうこと。

（１）入場受付・案内業務

施設入口に人員を配置し、利用受付、利用料金の徴収（券売機）、施設案内に対応すること。水中トレーニング槽の想定利用者数は４０人であるため、衛生及び安全が損なわれると認められる場合には、利用の制限をおこなうこと。

（２）水面監視・場内巡視業務

利用者が安全、快適に利用できるよう監視及び巡視をおこなうこと。必要に応じて、利用者に対する指導をおこなうこと。特に水面監視については、常時監視員による監

視を徹底し、安全に配慮すること。

(3) 緊急時対応

事故等の緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ事故対応マニュアルや非常時連絡表を定め、AED等の必要な機器を使用できる状態にしておくこと。特に水中トレーニング槽内で事故が発生した場合、応急措置を講じるとともに、状況報告を平塚市におこなうこと。また、その場合は対応経過も記録しておくこと。

(4) 日常点検・清掃

点検チェックシート及び管理日誌を作成し、毎日の利用前後及び利用中の定時ごとに、目視、触診、打診等の方法により点検を行うこと。特に排（環）水口や起流装置の蓋等が堅固に固定されているかは目視にとどまらず、潜水による触手点検もおこなうこと。

また、必要に応じて適宜、プールクリーナー等による清掃をおこなうこと。

(5) 年次点検

点検チェックシートを作成し、1年に1回以上の全換水をおこない、水を抜いた状態で排（環）水口や起流装置その他の必要な点検を実施すること。

(6) 水質維持管理

指定管理者は、遊泳用プールの衛生基準等に順じて、水中トレーニング槽を快適かつ衛生的に利用できるよう次のとおり維持すること。

- ・ろ過機の運転調整をおこない、必要に応じて消毒薬の注入をおこなうこと。
- ・水質測定のため、測定機器を使用して定時及び適宜に水質測定をおこない、測定結果を記録し、保管しておくこと。
- ・水量は適宜補給し、水位を維持すること。
- ・1日1回水道メーターの確認をおこない、使用水量を記録すること。

【 水中トレーニング槽水質測定 】

遊泳用プールの衛生基準に基づき、毎日実施するもの（自主測定）

測定項目	基本測定時間	基準値
残留塩素 (mg/l)	午前 9 時	0.4mg/l 以上 1.0mg/l 未満
水温	午後 2 時	30 度 (+2 度)
室温	午後 8 時 30 分	31 度 (+2 度)

※基本測定時間のほかに、水質の汚染度合に応じて適宜測定をおこなうこと。

遊泳用プールの衛生基準に基づき、毎月1回実施するもの

検査項目	定量下限値	基準値
pH値	—	5.8～8.6
残留塩素 (mg/l)		0.4mg/l 以上 1.0mg/l 未満
濁度 (度)	0.1 度	2 度以下

過マンガン酸カリウム消費量 (mg/l)	0.6mg/l	12mg/l 以下
大腸菌	—	検出されないこと
一般細菌 (CFU/ml)	30CFU/ml	200CFU/ml 以下

遊泳用プールの衛生基準に基づき、年 1 回以上実施するもの (6～9 月)

検査項目	定量下限値	基準値
総トリハロメタン		0.2mg/l 以下

(7) 職員の配置、教育・訓練

指定管理者は上記業務を円滑かつ効率的な運用により遂行するため、職員（管理責任者、衛生管理者、監視・救護員）を適切に配置すること。

また、定期的に職員への教育・訓練を実施すること。実施内容は水中トレーニング槽の構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護、緊急時を想定した実地訓練などとする。

役割分担

役割		資格等
A	監視・救護員	・公的な機関の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し認定を受けた者（日赤水上安全法救助員または指導員Ⅰ or Ⅱに順ずる認定証の所持者等）で、泳力を有し、監視員としての業務を遂行できるもの。 ・勤務日を基準に 18 歳以上であること。
B	監視員（時季や時間帯に応じて追加で配置。）	・一定の泳力を有し、監視員としての業務を遂行できるもの。 ・勤務日を基準に 18 歳以上であること。

※水中トレーニング槽は監視体制を整え、常時 1 人は水中トレーニング槽全体を見渡せる状態を確保すること。

※一定の泳力…クロールおよび平泳ぎで各 100 メートル以上、クロールまたは平泳ぎで 500 メートル以上、横泳ぎで 25 メートル以上、立泳ぎで 3 分以上、潜行で 15 メートル以上、飛び込み 1 メートル以上の高さ

利用時間中には施設内に次の人員を配置すること。（兼務可）

管理責任者・衛生責任者（施設長や正規職員との兼務可）	プールの安全・衛生に関する知識を有する者で、公的な機関等の実施する安全及び衛生に関する講習会を受講し、修了した者。
----------------------------	---

3 浴場運営業務

指定管理者は浴場の運営にあたり、次の業務をおこなうこと。

(1) 入場受付・案内業務

施設入口付近に人員を配置し、利用受付、利用料金の徴収（券売機）、施設案内に対応すること。浴場を一度に利用できる人数は男女ともに各 10 人（実定員）であるため、衛生及び安全が損なわれると認められる場合には、利用の制限をおこなうこと。

なお、浴場は老人福祉センターを兼ねているため、老人の利用に支障がないよう、可能な限り配慮した運営をおこなうこと。

(2) 巡視業務

利用者が安全、清潔に利用できるよう定期的に巡視し、必要に応じて簡易清掃をおこなうこと。

(3) 緊急時対応

事故等の緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ事故対応マニュアルや非常時連絡表を定め、AED等の必要な機器を使用できる状態にしておくこと。また、応急措置を講じるとともに、状況報告を平塚市におこなうこと。また、その場合は対応経過も記録しておくこと。

(4) 日常清掃・点検

点検チェックシート及び管理日誌を作成し、次の業務をおこなうこと。

日常清掃

- ・浴槽は毎日、完全に換水して清掃をおこなうこと。
- ・脱衣室及び浴室は毎日、1 回以上清掃すること。
- ・集毛器は毎日清掃すること。

日常点検

- ・消毒装置が正常に動作しているかの確認をおこない、必要に応じて塩素系薬剤を補充すること。
- ・貯湯槽内の湯水の温度は、すべての箇所において摂氏 60 度以上に保つこと。
- ・毎日の全換水時に、目視、触診、打診等の方法により排（環）水口の蓋等が堅固に固定されているか点検すること。

(5) 水質維持管理

指定管理者は、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例を遵守し、浴場を快適かつ衛生的に利用できるよう次のとおり維持すること。

- ・ろ過機の運転調整をおこない、必要に応じて消毒薬の注入をおこなうこと。
- ・水質測定のため、測定機器を使用して定時及び適宜、水質測定をおこない、測定結果を記録し保管しておくこと。
- ・水量は適宜補給し、水位を維持すること。
- ・1 日 1 回水道メーターの確認をおこない、使用水量を記録すること

【 浴場水質検査 】

公衆浴場法施行細則、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例に基づき、次のとおり実施すること。また、実施結果は検査の翌日から起算して3年間保管すること。

毎日実施するもの（自主測定）

測定項目	基本測定時間	基準値
遊離残留塩素（mg/l）	午前 10 時	0.2mg/l 以上
湯温	午後 2 時	40 度（+2 度）
室温	午後 6 時	20 度（+10 度）

※基本測定時間のほかに、水質の汚染度合に応じて適宜測定をおこなうこと。

年 1 回検査機関へ検査依頼し、実施するもの

検査項目	定量下限値	基準値
濁度（度）		5 度以下
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）（mg/l）	0.6mg/l	25mg/l 以下
大腸菌	—	1 個/ml 以下
レジオネラ属菌		検出されないこと

（6）マニュアルの作成

指定管理者は、衛生措置の基準の順守についての自主的な管理マニュアル及び点検表を作成し保管しておくこと。また、その内容について職員に周知を徹底すること。

國統區
設施用剩熱余電

